

筆界特定の手続に関する通知

下記 1 の筆界特定の手続について、不動産登記法第 1 3 6 条第 1 項の規定に基づく下記 2 の関係人に対する下記 3 の通知を、同法第 1 3 6 条第 2 項の規定により準用する同法第 1 3 3 条第 2 項の規定により掲載する。

令和 8 年 7 月 1 0 日

大阪法務局筆界特定登記官

記

1 筆界特定の手続の表示

手続番号	令和 8 年第 1 3 号
対象土地	堺市東区菩提町二丁 8 番 2
	同所 6 番 1
手続番号	令和 8 年第 1 4 号
対象土地	堺市東区菩提町二丁 8 番 2
	同所 8 番 1
手続番号	令和 8 年第 1 5 号
対象土地	堺市東区菩提町二丁 8 番 3
	同所 8 番 1

2 関係人の氏名又は名称

池田明義
大熊建設株式会社

3 通知をすべき事項

- (1) 筆界特定の手続に係る実地調査の実施の通知
- (2) 上記(1)の事項を記載した書面をいつでも関係人に交付する。